

5 / 2 (火) の発表

報道発表資料の配付日時 5月2日(火) 14時00分

発 表 項 目	千歳市の高病原性鳥インフルエンザ発生に係る防疫措置の終了及び北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部の廃止について		
記者レクチャー の お 知 ら せ	(実施日時)	発 表 者	
		発表場所	
概 要	○ 千歳市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、国の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針に基づき、農林水産省と協議の上、移動制限区域内（半径3km以内）で新たな発生が認められなければ、次のとおり当該移動制限区域を解除し、一連の防疫措置を終了しますので、お知らせします。 ○ また、今期発生した高病原性鳥インフルエンザに係る全ての防疫措置が終了することから、当該移動制限区域の解除をもって、北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部を廃止します。 記 1 移動制限区域の解除 5月6日(土) 0時をもって解除 (農場防疫措置完了(4月14日)から21日が経過) <u>※なお、千歳市C農場の移動制限区域の解除に併せて、千歳市A農場及びB農場の移動制限区域も解除となります。</u> 2 北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部の廃止 5月6日(土) 0時をもって廃止 (移動制限区域の解除と同時) 3 消毒ポイントの終了 移動制限区域の解除に伴い、千歳市A農場及びB農場を含め、同区域に設置している全ての消毒ポイントの運営を終了。		
報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い	○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。 ○ <u>現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれや作業の支障に繋がる場合があるとともに、ドローンやヘリコプターによる撮影は発生農場のプライバシーの侵害に繋がる可能性がありますので、厳に慎むようにお願いします。</u>		
他 の ク ラ ブ と の 関 係			
担 当 (連 絡 先)	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部(担当者：中谷) T E L : 011-231-4111 (内線 27-104) ファックス：011-204-5375		